

令和元年度「四日市支部 第2回研修会」開催のお知らせ

この研修は、宅建業法第64条の6に基づいて実施される研修であり、宅地建物取引に従事する者等に対し、宅地建物取引業に関する知識及び能力の向上のため実施いたします。

開催日時	令和元年 8月 20日 (火) 1時30分～4時00分
受付	午後 1時00分より
開催場所	会場名：四日市市文化会館 第3ホール 所在地：四日市市安島2丁目5-3 電話番号：059-354-4501
受講定員	70名
受講対象者	宅地建物取引業に従事する者及び従事しようとする者、一般消費者
受講料	協会会員 無料 会員以外 無料
研修の内容 講師	民法改正 『賃貸者：①修繕義務に関する規定②保証人が個人「個人根保証契約」の適用等』 講師・・・四日市エース法律事務所 弁護士 鈴木 克昌 氏 四日市支部では本年度『民法改正』をメインテーマに全4回講座に分け研修会を開催予定です。 第1回『改正法の施行時期と主な改正点の確認』は7/9終了致しました。 <今後の予定> 第3回 (Part3) 10/16 (水)・相続法の改正点の概要・配偶者居住権について 第4回 (Part4) 1/7 (火)・遺産分割、遺言制度、遺留分制度に関する改正
申込方法等	申込書を8月5日までに郵送またはFAX (059-352-4288) して下さい。 【主催】(公社) 三重県宅地建物取引業協会 四日市支部 (公社) 全国宅地建物取引業保証協会三重本部 住所 〒510-0072 四日市市九の城町9-10 連絡先 Tel059-352-9555 (担当者 森、森田)

<受講申込書>

住所.....

氏名.....

支部名.....

電話番号(携帯).....

商号.....